

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月23日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530535

研究課題名（和文） EUにおける薬物政策の成立とその立案過程に関する社会学的研究

研究課題名（英文） A Sociological Study in Drug policies in EU

研究代表者

佐藤 哲彦（SATO AKIHIKO）

関西学院大学・社会学部・教授

研究者番号：20295116

研究成果の概要（和文）：EUにおける薬物問題対策はこんにちではハーム・リダクションが主流となっているが、その成立には独特の経緯がある。戦後の経済共同体構想から ECSC、EC を経て EU 成立に至る歴史的過程において、薬物問題が問題全体としてではなく、当面 EU がその経済体制において重視する諸カテゴリーに分割され議論されて対処された。その結果、ハーム・リダクションを中心とした脱犯罪化統制・医療的福祉的処遇は、EU の経済環境整備の結果として析出された社会政策の一部として成立したが、その成立過程においては EU 独特の補完性の原則が重要な役割を果たした。ハーム・リダクション実践においては他の社会政策と同様に NGO・NPO が重要な役割を果たしているが、その諸状況においては EU の福祉政策にしばしば見られる勤労福祉に関する言説が重要な位置を占めている。

研究成果の概要（英文）：Harm reduction is one of the most important measures for drug problems in EU today. It can be seen as a medicalized and welfare-based measure for drug users. The process whereby harm reduction became major in EU is related to the process whereby European countries developed their cooperative social policies including welfare for labors, with which economical cooperation among European countries was promoted. The process also has been supported by the principle of subsidiarity in EU, which enabled the cooperations with municipals among European countries. Many practical situations of harm reduction are supported by the discourse of workfare, which is derived from one of the leading thoughts and discourses of welfare policies in EU.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：薬物政策・薬物問題・EU・欧州・薬物・ハーム・リダクション

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の全体構想はそもそも、薬物政策に反映されている近代化と近代的な政策的

思考について考察するための「近代化と薬物統制の関係」を明らかにすることにある。研究代表者はこの全体構想の下、これまで日本

の覚醒剤政策の研究（佐藤哲彦，1996，「日本における覚せい剤犯罪の創出」、『ソシオロジ』，40(3)，pp.57-75；佐藤哲彦，2006，『覚醒剤の社会史—ドラッグ・ディスコース・統治技術』，東信堂）やイギリスの薬物政策の研究（佐藤哲彦，2006，「薬物政策における医療的処遇—「逸脱の経済化」の一局面としての「医療化」—」，森田洋司・進藤雄三編『医療化のポリティクス』，学文社，pp.81-95）、またアメリカ合衆国のドラッグコートの研究（佐藤哲彦，2003，「薬物政策における医療的処遇」，日本社会病理学会第19回大会ラウンドテーブル『医療化のポリティクス・パートII』，2003年10月5日，國學院大學）やオランダの薬物政策の研究（佐藤哲彦，2004，「ドラッグ使用をめぐる寛容性の社会的組織化—オランダのドラッグ政策をめぐって—」，『人文知の新たな総合に向けて（21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」）第二回報告書III[哲学篇2]』，京都大学大学院文学研究科，2004年3月，pp.87-108）などを積み重ねてきた。

(2) さらに平成18年度から平成20年度までの科学研究費補助金による研究「薬物政策の比較社会学的研究—日本・イギリス・アメリカ・オランダ」（課題番号18530388）において、それら4ヶ国の薬物政策を議会記録やインタビューなどをもとに分析し、政策の共通点と相違点が、各国の歴史的状況や利用可能な資源に左右されつつも、より一般化すれば、社会的問題の発生可能性をどのように制御するかということにかかわる社会秩序の構想の違いにあることを明らかにした。ただしこの場合「社会秩序の構想の違い」とは、単に社会についてどのように考えているかということの違いではない。そうではなく、実際の社会政策や刑事政策などの政策立案過程において、それらの議論の（場合によっては暗黙の）前提として、社会をどのようなものとして意味づけて当該議論を行うかということによるものである。すなわち、政策立案過程における議論の形態に関するものである。これは端的には、一方には「排除・隔離」および「犯罪化」に結実する政策的思考があり、もう一方には「管理」および「医療化」に結実する政策的思考があり、そこにはそれぞれに帰結するような特徴的な言説パターンが見いだされるということである。これらの分析については、それまで行った薬物政策の歴史研究を含めて、本研究の前提となる形で研究書を刊行した（佐藤，2008，『ドラッグの社会学—向精神物質をめぐる作法と社会秩序—』，世界思想社）。以上の研究はいずれも、薬物政策に反映されている近代化と近代的な政策的思考について考察するた

めの、「近代化と薬物統制の関係」の研究の一環として行われてきたものである。

(3) 全体構想の中で平成20年度までに達成された研究成果をふまえ、新たな課題としては以下のような研究と検証の必要が認識された。すなわち、具体的な特定地域における政策立案過程を含めた議論を分析し、上記のような概括的なカテゴリー化、すなわち「排除・隔離」もしくは「管理」などの概念によるカテゴリー化が有効であるかどうかをさらに検証する必要があるということ。さらに、もしそのようなカテゴリー化が妥当でない場合には、薬物政策成立過程を詳細に記述していくことで再カテゴリー化を進める、もしくはそれら政策を分岐させる条件を明らかにするなどして、上記に述べたような仮説を検証し洗練させていく必要があるということ、である。

(4) そこで、そのような検証作業のための具体的な地域として、EU（欧州連合）がふさわしいと考えられた。なぜなら、EUはその成立以降、薬物政策について、メンバー各国が相互に議論を重ねる機会を設け、実際に政策について検討してきたからである。つまり、一方ではメンバー各国あるいは各国内の各地域において、その地域の代表者による議論をもとに構成された薬物政策があり、それが尊重されている。したがって、そこではすでにそれぞれの地域固有の議論がおこなわれており、それが上記のような分岐を生じさせていると考えられる。他方、EUメンバーの多くの国は、上記のように「管理」型の政策を営んでいるものの、なかにはスウェーデンに代表されるように、「排除・隔離」型の政策も存在する。そのような状況下で、各国の薬物政策の代表が集まって討議する委員会なども運営され、EUとしての比較的まとまりのある薬物問題対策を行っている。したがって、EU規模での議論の進行やその構成方法を記述し観察することで、これまでにないような言説パターンの記述が可能になると考えられると同時に、「排除・隔離」型政策と「管理」型政策の接続と分離の仕方、そのシークエンスや条件などについて記述することができるとも考えられた。なかでも、EUにおける薬物政策システムの歴史と、こんにち中心的に採用されているハーム・リダクション政策の立案過程を分析することで、EUの歴史的・政治的背景や、社会統合や社会的連帯をめぐる実験的な政策的思考が、薬物政策とどのようにかかわっているのかをよりいっそう明らかにすることができると考えられた。またこれは同時に、すでに公刊した上記の諸研究を再検討しながら統合することを目指しており、これによって全体構想の

「近代化と薬物統制」の関係の考察、すなわち薬物政策に反映されている近代化と近代的な政策的思考との関係の考察を、よりいっそう進めることができると考えられた。

## 2. 研究の目的

(1) 以上のようなこれまでの研究経過と新たな構想を踏まえ、本研究は、EUにおける薬物政策がどのような歴史的経緯によって成立し、それが現在どのような立案過程によって議論されているのかを、特にEU内で広く採用されているハーム・リダクション政策を中心に分析することにより、それら歴史的経緯と立案過程に寄与する背景と要因、さらにその過程に見られる政策的思考について明らかにすることを目的とした。

(2) 本研究では、このような目的を作業上、より具体的に以下のような下位課題に分け、段階的に研究することとした。

① EUにおける薬物政策成立の歴史的経緯に関する研究(薬物政策システム研究):1993年のEU発足以降、EUにおける薬物政策は、EU委員会および薬物および薬物嗜癖監視センター(EMCDDA)によって議論されている。しかしながらそこには、EU以前からの経緯のため、当初は薬物撲滅欧州委員会(CELAD)が中心的な役割を果たすなど複雑な経緯がある。ここではとくにEMCDDA設立にいたる経緯と、EMCDDAとそれを統括するEU委員会がEU内の政策の相違をどのように処理してきたのか、またEMCDDAが犯罪と疾病の両面を持つ薬物問題に対してどのように独特の政策立案システムを形成し運用してきたのかなど、薬物政策システムの主として歴史的側面について、資料と調査により明らかにすることが第一の課題である。これによって、「排除・隔離」型の薬物統制と「管理」型の薬物統制の分岐の諸条件について明らかにする。

② EUにおける現行の薬物政策立案過程の研究(ハーム・リダクション政策研究):現在のEU内の薬物政策はハーム・リダクションが中心となっているが、その一方でスウェーデンに見られるようにアメリカ流のゼロ寛容政策志向も同時に存在する。したがって、現行の薬物政策をめぐる議論において、ハーム・リダクションが中心となるにあたって、一体どのような議論が展開されたのか、とくに政策議論で使用された理論的資源など、現在の政策立案過程の詳細について、資料と調査により明らかにすることが第二の課題である。これによって、「管理」型の薬物統制の一つの形であるハーム・リダクションが、どのような特徴をもつ施策であるのかを、そ

の内側の文脈から明らかにする。

③ EUにおける薬物政策と連帯的思考の関係の研究(薬物政策と連帯の研究):上記二課題によるEUにおける薬物政策の分析をもとに、研究代表者がこれまでの研究で明らかにしてきた薬物政策研究の成果をふまえ、現在EUで中心的に採用されているハーム・リダクション政策の成立と維持がもつ社会学的含意を明らかにするのが第三の課題である。これは社会統合や社会的連帯を基礎に置いた思考と実践が、社会問題への対処とどのように結びつくのかといった、より一般的な社会学的な研究課題について議論する。

(3) また、以上の下位課題を段階的に達成することを通じて、本研究は結果的に、以下のことを同時に達成できると考えられた。すなわち、①わが国では全く知られていない、EUにおける薬物政策の成立過程の見取り図を描くこと、②それを踏まえ、やはりわが国では十分に紹介され、説明されているとはいえない、しかしながらEUにおける薬物政策を語る上では欠かせない、ハーム・リダクション政策の実際とその成立条件などについて明らかにすること、③さらに、先に挙げた「排除・隔離」型の政策と「管理」型の政策の分岐が実際にはどのような条件下で生じているのかについて明らかにすること、これら三つである。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究において研究遂行上とくに重視すべきであることのひとつは、本研究が単なる薬物政策研究としてではなく、社会学的研究としての意義を有するためには、どのような研究編成が必要であるか、ということである。これには薬物政策の社会科学的研究がわが国においては未発達であるという状況が強く関係していると同時に、薬物問題の研究が医学もしくは刑事学によるものであるはずだという見解が一般的であることにも関係している。そこで、まずは社会学的研究としての意義を示す方法でこれを行う必要がある。

(2) それとともに、薬物政策の研究を行う場合に、当該政策が実践される現場という観点からその研究を行う必要がある。というのも、わが国において政策が論じられる場合、往々にして、その政策が思考され実施される時代的・地域的状况を捨象して論じられる、また場合によっては実施されることさえ多いからである。実際、わが国でハーム・リダクションは近年、実践的関心からいくつか断片的に紹介されつつあるが、そもそもハーム・リダクションがどのような文脈でどのような

条件下で、どのような意義をもつものとして思考され実践されてきたのかということについて論じたものはない。したがって、「ホーム・リダクション」という名で紹介しているものの、それはホーム・リダクションが有している特徴や意義をまた別のものに置換することによって成り立っていることに、紹介者自身が気づいていないという事態が生じている。このような事態を避けるために、また社会学的視点にもとづく政策研究の意義を示すために、本研究では現場で成立している諸状況を記述する方法で研究を行う必要がある。

(3) そこで以上の二点をともに満たすものとして、本研究では、以下のような方法を用いて研究を行うこととした。

① ひとつは、EUにおける薬物問題対策成立の歴史的経緯を、収集した文献資料にもとづくとともに、EU委員会の担当者をはじめとした関係者へのインタビューにもとづいて整理するという方法である。なかでもとくに、EUにおける薬物統制全体の流れを、単に薬物統制の二局面——犯罪化と医療化——に限定せず、それら自体がどのような文脈のなかで、どのような条件下で選択され、またそれ自体分岐しているのかについて、記述する。これは、EUにおける薬物統制全体の概要を明らかにするという機能をもつと同時に、ホーム・リダクションなど薬物問題対策の現場において、あるいはその現場の諸状況において、どのような考え方が資源として利用可能であるのか、そのインデックスとして利用される知識を明らかにするということでもある。そこで具体的には、オランダ保健省の薬物政策担当官へのインタビュー、EU委員会の薬物政策担当者へのインタビュー、EMC DDAスタッフへのインタビュー、さらにはEU委員会主催の研究学会での各国の薬物政策担当官へのインタビューを行い、またそれらの機関において文書資料および画像資料などを収集した。

② もうひとつは、主としてホーム・リダクションの現場において、さらにはそのような現場での諸状況において、実際にどのような活動がなされているのかということ、現場の諸状況の観察と担当者たちへのインタビューによって明らかにするという方法である。なかでもとくに、現場もしくは諸状況において使用されている資源、とくに言説や思考を明らかにする。これは、上で明らかにしたEUにおける薬物統制とそれに関連する社会政策において現れた思考や言説が、具体的な実践においてどのように活用され諸状況を成立させているのかを明らかにするという

ことでもある。そこで具体的には、オランダのアムステルダム市とロッテルダム市において、それぞれ異なった形で展開されているホーム・リダクション施策について、関係する諸機関における見学と観察ならびにインタビューを行った。アムステルダム市では、市の公衆衛生局 (Public Health Service) が中心となって運営している、社会保障などとの統合施設や、NGO が運営する非アムステルダム市民向け使用者施設などを見学・観察し、関係者へインタビューを行った。ロッテルダム市では、大規模なNGOが運営する諸施設の見学・観察と担当者へのインタビュー、ならびにNGO幹部などに対するインタビューを行うとともに、それらNGOの外部委託作業を請け負う研究者にもインタビューを行った。

③ 以上の二つの方法は、相互に結びついているが、これらの基礎にはディスコース研究のある特定の前提がある。すなわち、それぞれの状況を形作る相互行為において使用される言語的資源は、それ自体としてその場で発明されるというよりもむしろ、様々な領域にすでにある言説に代表される言語的資源を使用することで成り立っている、という前提である。ただしこれは、その状況を形作った政策における諸言説が、そのまま現場で使用されるということではない。そうではなく、現場さらには現場における諸状況は、むしろその諸状況それ自体に対処することで成り立っており、したがって本来は異なった出自を持つ政策や思考から導入された言説が使用される可能性があるということである。なお、以上のような方法論的基礎は、研究代表者自身がすでに論じたものである (佐藤哲彦, 2006, 『覚醒剤の社会史—ドラッグ・ディスコース・統治技術—』, 東信堂)。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究においては、そもそも研究成果は箇条書きや要約できるものではない。というのも、箇条書きや要約などそれ自体を可能にするような思考経路や言説などの言語的資源そのものが、成果の一部であるからである。すでに述べたように、とくに本研究では、現場や現場における諸状況において、具体的にどのような形で、どのような言語的資源が使用されているかを記述するということを、その目的の一部としている。したがって、現場や諸状況における相互行為や、そこで使用される言語的資源の記述、さらにはその画像資料などもまた成果の一部であるからである。しかしながら、その一部を箇条書きの形態で要約することは、本研究の報告書としての体裁に必要であると考えられることから、以下では以上の留意点を踏まえつつ、上に述べた

段階に沿って成果を述べておくことにしたい。

## (2) 2009年度の研究成果の要約

① 薬物政策そのものは、EUメンバー各国の主権事項でありEU自体としての薬物問題対策に法的強制力はない。にもかかわらず、EU委員会による各種広報活動、EMCDDAによる各種データの収集、さらにその収集への協力体制により、結果的にある特定のまとまりをもったものとして記述可能になっている。それが「ヨーロッパ・アプローチ」という名で呼ばれている。ただしこの言葉が実際にどのような意味であるかは、具体的な発話の文脈による。

② EMCDDAとメンバー各国の協力体制として重要な意味をもつものとして、ナショナル・フォーカル・ポイントという調査エージェンシーが各国に設立され、それが直接EMCDDAと連携していることがあげられる。

③ EU委員会は各種NGOへの援助などを通じて、同アプローチがメンバー各国、さらにはそれを越えて展開することを促進しており、そのことが結果的にEU委員会の進める政策をひとまとまりのアプローチとして記述することを可能にしている。

## (3) 2010年度の研究成果の要約

④ アムステルダム市の自治体によって運営されているハーム・リダクション施策は、登録した対象者に、医療的（公衆衛生的）支援と福祉的（社会保障的）支援を同時に行うものである。そのための施設は市内を5ブロックに分けて担当し、それぞれに担当する医師、ソーシャル・ワーカー、社会保障担当者などが配置されている。そしてこの施策は、対象者の社会への統合を目指すものとして語られる。その際、その語りにおける価値を基礎づけるのは「コミュニティ」であり、社会統合の社会とは「コミュニティ」を意味する。

⑤ したがって逆に、統合的な機能を有しないハーム・リダクションは十分にその効果を発揮しえないと語られる。また同時に、ハーム・リダクションの実践には行政的・経済的・社会的困難が伴うと語られる。そしてハーム・リダクションによる社会統合は対象者自身の労働を可能にすることで結果的に社会保障コストを削減するものと語られる。

⑥ アムステルダム市運営施設におけるハーム・リダクションの主たる医療的（公衆衛生的）支援は、メディカル・チェックとプライマリ・ケアの他にメタドン維持療法、ヘロイ

ン処方、ユーザールーム（消費施設）などがあげられる。

⑦ アムステルダム市運営施設におけるハーム・リダクションは主としてアムステルダム市民を対象としており、メンバー各国から流入してきた外国人には開かれていない。したがって、それを利用できない対象者はNPOが運営するユーザールームなどを利用している。場合によってはソーシャル・ワーカーが自らのネットワークによって帰国とその後の支援を促すこともある。

⑧ ロッテルダム市のハーム・リダクション施策は市内に本部を置くNPOが市内各地に開いている施設によって展開されているが、そこでは、従来からあるメタドン維持療法やユーザールームなどが行われている。

⑨ ロッテルダム市のハーム・リダクションを運営するNPOでは、当該組織が行っている施策をハーム・リダクションとは位置づけず治療と考えている。外見は同一に見える施策であるが、それは医療モデルによるものと語られる。

⑩ ハーム・リダクション施策は、その有害性（ハーム）を判断する価値を基礎に置いており、したがって、施策にはその価値判断を正当化する言説が組み込まれていないとはならない。多くの場合、それがコミュニティであり、その価値判断の母体であり主体はコミュニティであると語られる。

## (4) 2011年度の研究成果の要約

⑪ 戦後の経済共同体構想からECSC、ECを経てEU成立に至る歴史的過程において、薬物問題が問題全体としてではなく、当面EUがその経済体制において重視する諸カテゴリーに分割され議論されて対処される経緯が観察できる。

⑫ 現在主流となっているハーム・リダクションを中心とした脱犯罪化統制・医療的福祉的処遇は、EUの経済環境整備の結果として析出された社会政策の一部として成立した。

⑬ その成立過程においてはEU独特の補完性の原則が重要な役割を果たし、結果としてコミュニティの役割が大きい。

⑭ ハーム・リダクション実践では他の社会政策と同様にNGO・NPOが重要な役割を果たしている。

⑮ 現在のハーム・リダクション実践においては、EUの福祉政策においてしばしば語ら

れる勤労福祉に関する言説が重要な位置を占めている。

(5) 成果のまとめ

以上の成果は、当初の目的に関連して以上のようにまとめられる。すなわち、①「排除・隔離」型の薬物統制と「管理」型の薬物統制という対比はそもそも社会学でこれまで考えられてきた犯罪化と医療化の対比に基づいているものだが、EUにおける政策史が示すところによれば、薬物問題全体という考え方から、社会的事象の諸側面における薬物にかかわる問題という考え方に視角を変更することにより、再構成する必要があること。②したがって、ハーム・リダクション自体が犯罪化政策と対比され選択されたというよりはむしろ経済政策を支援する社会政策のなかから析出されたと考える必要があること、その意味で研究代表者の論じた「逸脱の経済化」を再度評価検討する必要があること。③ハーム・リダクションの実践においては社会統合をめぐる言説が活用されるが、その場合の社会とはコミュニティを意味する。それはその言葉によって有害性判断の基礎づけをすると同時に、財政的基盤を指示するからでもあること、である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 佐藤哲彦, 「覚醒剤問題の社会史」, 『青少年問題』, 査読無, 58(642), 2011, 18-23
- ② 佐藤哲彦, 「薬物依存とその精神をめぐる——処罰と治療とに響き合うもの」, 『現代思想』, 査読無, 38(14), 2010, 106-121
- ③ 佐藤哲彦, 「欧州における薬物問題へのアプローチ——公衆衛生問題としての薬物使用」, 『大阪保険医雑誌』, 査読無, 38(519), 2010, 36-41
- ④ 佐藤哲彦, 「コメント2 薬物政策研究から—実務に対する注釈としての—」, 日本犯罪社会学会第6回公開シンポジウム報告書『薬物犯罪の現状と課題』, 査読無, 2010, 63-74
- ⑤ SATO, AKIHIKO, “Methamphetamine use in Japan after the Second World War: Transformation of narratives”, *Contemporary Drug Problems*, 査読有, 35, 2009, 717-746

[学会発表] (計 2 件)

- ① 佐藤哲彦, 「薬物問題に対するEUアプローチと脱犯罪化統制」, 日本犯罪社会学

会第38回大会, 2011年10月23日, 立命館大学

- ② 佐藤哲彦, 「討論: 社会学からみる薬物問題 (『薬物犯罪の現状と課題』指定討論者)」, 日本犯罪社会学会第6回公開シンポジウム『薬物犯罪の現状と課題』, 2009年10月16日, 北九州市立大学

[図書] (計 4 件)

- ① 井上俊・菊幸一編, ミネルヴァ書房, 『よくわかるスポーツ文化論』, 2012年1月20日, 204頁 (佐藤哲彦, XV-2, 「ドーピング」, pp.156-157)
- ② 中川輝彦・黒田浩一郎編, ミネルヴァ書房, 『よくわかる医療社会学』, 2010年10月20日, 213頁 (佐藤哲彦, 第十章, 「意識変容物質——「ドラッグ」の社会学」, pp.88-91)
- ③ Richard Pates and Dian Riley eds., Wiley-Blackwell, *Interventions for Amphetamine Misuse*, 2009年9月8日, 241頁 (SATO, Akihiko, “Japan's long association with amphetamine”, Chapter 11, pp.147-158)
- ④ 佐藤哲彦・清野栄一・吉永嘉明, 新潮社, 『麻薬とは何か』, 2009年5月25日, 246頁 (第一章「麻薬・文明・万能薬」 pp.18-64, 第三章「ドラッグのアメリカ」 pp.91-142, 第四章「覚せい剤と日本」 pp.143-176)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

特になし

6. 研究組織

- (1) 研究代表者  
佐藤 哲彦 (SATO AKIHIKO)  
関西学院大学・社会学部・教授  
研究者番号: 20295116
- (2) 研究分担者  
なし
- (3) 連携研究者  
なし